

# 福岡県公報

平成二十四年九月十一日  
第三千四百二十八号  
増刊 ①

5 本部員は、上司の命を受け、行啓事務を掌理する。

(班の設置及びその所掌事務)

3 班長が指名する。

2 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる職にある者を充て、班員は

に掲げる事務を分掌させる。

3 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、当該班の事務を処理する。

(事務処理の指針)

○福岡県行啓事務処理規程  
訓 令 (第十六号)  
(秘書室) 一  
福岡県行啓事務処理規程を次のように定める。

平成二十四年九月十一日

本 庁  
出先機関  
福岡県知事 小川洋

福岡県行啓事務処理規程

(本部の設置)

**第一条** 第三十二回国際泌尿器科学会総会の開催に伴う行啓事務を円滑に処理するため  
、福岡県行啓事務本部（以下「本部」という。）を設置する。

（本部長及び本部員）  
第二条 本部に本部長及び本部員を置く。

2 本部長には知事が指定する副知事を、本部員には秘書室長、総務部長、企画・地域  
振興部長、新社会推進部長、保健医療介護部長、商工部長、県土整備部長及び建築都  
市部長を充てる。  
3 本部長は、行啓事務を統轄する。  
4 本部長が不在のときは、本部長以外の副知事が指名するものが本部長の職務  
を行う。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(失効期日)

2 この訓令は、平成二十四年十月三十一日限り、その効力を失う。

別表（第三条関係）

連絡班京	防災班	舍車管理・班	報道班	奉迎班	総括班	班長	所掌事務
事務所長京	管理危機長	財産活用長	広報課長	企画課長	行政経営	秘書室長	イ 行啓に関する事務の総合企画及び総括指導に関する事務。
宮内庁、その他関係機関との連絡に関する事務。	ア 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所及び式典会場の防災に関する事務。	ア 式典会場の防災に関する事務。	ア お召車等宮内庁車両に関する事務。	ア 自動車お列の編成に関する事務。	ア 行啓に関する事務。	イ 行啓の御日程に関する事務。	イ 行啓に関する事務。

都市班	河川班	道路班	物産班	医務班	予衛生班・	御視察班	御説明班
課長	河川課長	道路維持長	振興課長	中小企業	保健衛生課長	課長	課長
ア 式典会場の防災に関する事務。	ア お列自動車の運行に関する事務。	ア 報道機関との連絡に関する事務。	ア 報道機関との連絡に関する事務。	ア 報道機関との連絡に関する事務。	ア 報道機関との連絡に関する事務。	ア 御視察所、お泊所、御休所、御昼食所及び式典会場における食品衛生に関する事務。	ア 県勢概要御説明書の作成及び御進講に関する事務。